

郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱

(令和18年11月30日教育長決裁)

(設置)

第1条 郡山遺跡及び陸奥国分寺跡・尼寺跡の発掘調査事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業に関し、指導及び助言を行なうものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、考古学・歴史学又は建築史学に関し専門的知識を有する者、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めるときは、委員の任期を3年未満の期間とすることができる。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年11月30日から実施する。

(郡山遺跡調査指導委員会設置要綱の廃止)

2 郡山遺跡調査指導委員会設置要綱（昭和55年8月7日教育長決裁）は、廃止する。

附 則 (R4 教生文第 481 号決裁)

この要綱は、令和 4 年 4 月 27 日から実施する。